



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火)
第 8 4 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (221) (税務課) 2
	保安林の指定の解除 (222) (森林・林業総室) 4
	保安林の指定予定 (3 件) (223~225) (〃) 4
	保安林の指定の解除予定 (226) (〃) 5
	車両制限令による道路等の指定 (2 件) (227・228) (道路企画課) 6
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (229) (東部総合事務所県民局) 7
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (230) (八頭総合事務所県民局) 8
	指定居宅サービス事業者の指定 (231) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	指定居宅介護支援事業者の指定 (232) (〃) 9
	指定介護予防サービス事業者の指定 (233) (〃) 9
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (234) (〃) 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (235) (〃) 10

告 示

鳥取県告示第221号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第 1 条 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）<u>第 5 条第 1 項から第 3 項までに規定する課税免除に関する届出書並びに第 6 条第 1 項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。</u></p> <p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <p>過 疎 地 域 に お け る 県税の課税免除に関する届出書</p> <p>同 意 集 積 区 域 に お け る 職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕</p> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例<u>第 5 条第 1 項（第 3 項）</u>の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面） 略</p> <p>別紙 略</p> <p>様式第 2 号</p> <p>過疎地域における県税の課税免除に関する届出書 （畜産業又は水産業を行う個人用）</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>	<p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）<u>第 6 条第 1 項から第 3 項までに規定する課税免除に関する届出書並びに第 7 条第 1 項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。</u></p> <p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <p>過 疎 地 域 に お け る 県税の課税免除に関する届出書</p> <p>同 意 集 積 区 域 に お け る 職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (印)</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕</p> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例<u>第 6 条第 1 項（第 3 項）</u>の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面） 略</p> <p>別紙 略</p> <p>様式第 2 号</p> <p>過疎地域における県税の課税免除に関する届出書 （畜産業又は水産業を行う個人用）</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>

氏 名 (印)

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

様式第4号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名 (印)

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

略

(裏面)

備考

1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。

(1)・(2) 略

(3) 企業立地事業補助金(鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第4条に規定する企業立地事業補助金をいう。)の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日

2 略

氏 名 (印)

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

様式第4号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏名 様

年 月 日

住 所

〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名 (印)

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第1項(第2号)の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

略

(裏面)

備考

1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。

(1)・(2) 略

(3) 企業立地事業補助金(鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第3条第1項の表の1の項に掲げる補助金をいう。)の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日

2 略

第2条 様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

附 則

この告示は、平成25年3月26日から施行する。

鳥取県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 3 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市伏野字砂浜2259の42
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第223号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字横田字荒神サコ230の2、字牛谷271、272
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第224号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町日下部字宮ノ谷1536

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第225号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町御崎字中瀬614の37

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第226号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字新川前2293の9
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第227号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
主要地方道	米子停車場線	米子市明治町18地先から同市加茂町二丁目50-2地先まで	平成25年4月1日
主要地方道	倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町金屋谷字下垢留1470-1地先から同町溝口字中河嶋121-1地先まで	〃
主要地方道	淀江岸本線	米子市下郷字塚田ノ上525-1地先から西伯郡伯耆町大殿字上島49-5地先まで	〃
一般県道	米子広瀬線	米子市末広町292地先から同市目久美町128-1地先まで	〃
一般県道	余子停車場線	境港市竹内町字大畑1558-3地先から同市竹内町字煤竹場3565-65地先まで	〃
一般県道	渡余子停車場線	境港市渡町字上小堀1361-3地先から同市竹内町字大畑1558-3地先まで	〃
一般県道	米子空港境港停車場線	境港市幸神町59地先から同市蓮池町71-3地先まで	〃
一般県道	米子環状線	米子市目久美町128-1地先から同市道笑町四丁目132-2地先まで	〃
一般県道	河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1から鳥取市河原町高福字長通り776-6地先まで	〃

鳥取県告示第228号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	181号	西伯郡伯耆町溝口字中河嶋121-1地先から米子市富士見町二丁目152地先まで	平成25年4月1日
主要地方道	米子大山線	米子市流通町字向谷田25-12地先から同市尾高南屋敷1765-3地先まで	〃
主要地方道	米子停車場線	米子市明治町18地先から同市加茂町二丁目50-2地先まで	〃
主要地方道	倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町金屋谷字下垢留1470-1地先から同町溝口字中河嶋121-1地先まで	〃
主要地方道	米子境港線	境港市外江町2239地先から同市上道町2272地先まで	〃
主要地方道	淀江岸本線	米子市淀江町中間字西外浜新田747-3地先から西伯郡伯耆町大殿字上島49-5地先まで	〃
一般県道	米子広瀬線	米子市糺町二丁目182-1地先から同市目久美町128-1地先まで	〃
一般県道	余子停車場線	境港市竹内町字大畑1558-3地先から同市竹内町字煤竹場3565-65地先まで	〃
一般県道	渡余子停車場線	境港市渡町字上小堀1361-3地先から同市竹内町字大畑1558-3地先まで	〃
一般県道	米子空港境港停車場線	境港市幸神町59地先から同市蓮池町71-3地先まで	〃
一般県道	米子環状線	米子市陰田町312-1地先から同市道笑町四丁目132-2地先まで	〃
一般県道	河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1から鳥取市河原町高福字長通り776-6地先まで	〃

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年

5月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Cheerful鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
松本 伸司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台北四丁目22-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に鳥取県内の人々に対して、バドミントンチーム「Cheerful鳥取」の運営を通じて、バドミントンを中心としたスポーツの普及及び育成に関する事業を行い、スポーツ文化の振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第230号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年5月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人思齊社
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂尾 文正
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町才代47
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民、行政、企業、大学、各種団体との連携をとりながら、学術・文化・科学技術・産業技術を深め、地域住民に対して、情報を発信し、関係者及び地域住民との交流を促し、地域産業の活性化を図り、地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社健康塾	デイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年4月1日	通所介護

鳥取県告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社健康塾	ケアプランセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年4月1日

鳥取県告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社健康塾	デイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年4月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団松浦診療所	医療法人社団松浦診療所	米子市東町163	平成25年3月18日	平成25年4月1日	訪問看護、訪問リハビリテーション

鳥取県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 松浦診療所	医療法人社団 松浦診療所	米子市東町163	平成25年3月 18日	平成25年4月 1日	介護予防訪問看護、介護 予防訪問リハビリテーシ ョン